

農林業の振興

現状と課題

本市には農林業の振興を図るうえで必要な豊かな自然や農地がありますが、就農者の高齢化、後継者・担い手不足などにより、耕作放棄地が増える一方で、経営耕作面積、農家戸数、農業就業人口はいずれも大きく減少しています。

こうした中、地域農業を維持・発展するためには、農地の集落営農(※1)組織等への集積による規模拡大や生産活動の効率化、認定農業者(※2)や青年等新規就農者、農事組合法人などの多様な担い手の育成・確保、農業農村の多面的機能の維持などに対して支援を行うとともに、有害鳥獣の捕獲駆除への対応により、農作物の被害防止を図る必要があります。

林業においては、長期にわたる林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷などにより依然として厳しい状況にあり、このため、森林の適切な整備が行われない箇所もみられるなど、森林の有する多面的機能への影響も懸念されることから、森林の整備と保全を図ることが課題となっています。

施策の方針

多様な担い手の育成・確保、農地集積の推進、農地や森林の多面的機能維持と活用への支援を促進し、農林業の活性化を図ります。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年	目標値 2026 (令和 8) 年
担い手農家への農地集積率(※3)	26.6%	45.0%
集落営農組織及び農事組合法人数	15 組織	20 組織
日本型直接支払制度取組組織数(※4)	74 組織	85 組織
森林経営計画作成件数(※5)	9 件	20 件

(※1)集落営農：集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。

(※2)認定農業者：効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者で、自ら作成する農業経営改善計画(5年後の目標)を市町村に提出し、認定された者をいう。認定されると経営改善の支援を受けることができる。

(※3)担い手農家への農地集積率：農地面積に占める担い手農家(認定農業者・青年等新規就農者・営農組織・農事組合等の法人)が経営する農地割合。

(※4)日本型直接支払制度取組組織数：農業の持つ多面的機能(防災、環境保全、景観形成など)の維持・発揮のため行われる農業施設の清掃・修繕や営農活動に対する支援制度に取り組む組織数。

(※5)森林経営計画作成件数：森林所有者等が作成する一体的なまとまりのある森林を対象とする「森林の施策及び保護に関する計画」の作成件数。

(※6)6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

(※7)遊休農地：農地法第32条第1項各号のいずれかに該当するもので、「現に耕作の目的で利用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的で利用されないと見込まれる農地(第1号)」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地(第2号)」。

施策を実現するための基本事業

4-1 農林業の振興

施策を実現するための基本事業

1 多様な担い手の育成・支援

関係機関等と連携し、営農相談や指導活動、新規就農支援を行うとともに、地域での集落営農組織や農事組合法人の設立や運営を支援することで、持続可能な経営安定体制の確立を図ります。

2 農地や森林の多面的機能の維持

農地、森林の多面的機能の維持を図るため、それを担う地域活動を支援する制度の活用と農業生産活動の持続、環境保全に効果の高い営農への支援を推進します。

3 担い手農家への農地集積

農地情報のシステム整備を推進するとともに、農業の生産性を高め競争力を強化するために、農地中間管理事業などの制度を活用しながら、担い手への農地集積と集約化を推進します。

4 農業者の所得向上と ICT 農業の推進

農業者の所得向上を図るため、需要に応じた生産誘導、戦略作物の生産振興、6次産業化(※6)の推進などをJA等の関係団体と連携して取り組みます。また、生産性の向上・効率化や生産力の向上を目指して、産学官連携のもとで、ICT技術を活用する農業機械自動化や生産管理等による営農活動を推進していきます。

5 ブランド化による農産品消費の拡大

農業経営の安定を図るため、農産品のブランド化や6次産業化を推進し、一層の付加価値を高めることにより地産地消及び消費拡大を図るよう支援します。

6 有害鳥獣駆除対策

持続可能な安定した農業経営を図るため、農地や農産物に深刻な被害を与える有害鳥獣の駆除等の対策をICT技術を活用しながら講じていきます。

7 耕作放棄地対策

農地法に基づく農地等の利用の最適化を踏まえ、遊休農地(※7)の実態把握に努め、耕作放棄地の発生及び解消に向けた取組を推進します。



学童農業体験実習の様子

地場産業の振興

* 現状と課題

グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化に伴う国内市場規模の縮小などに加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、中小企業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況下で、現在まで本市の経済を担ってきた市内中小企業は、雇用の創出、消費の活性化、市税の増加等、地域経済において重要な役割を担っています。

中小企業の振興を図り、雇用の創出及び確保を図ることが持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成にとって重要となります。

製造業、ヘルスケア(※1)等の成長産業、情報・研究開発系企業等の誘致や市内企業の定着を図るとともに、経営基盤の強化、新たな事業展開、事業承継、地域資源の活用などを促進し、国、県、関係団体と連携・協力し、中小企業の支援、競争力の強化、人材育成、雇用の確保等を行うことが必要です。

また、飯塚オートレース場は、2015(平成27)年度から包括的民間委託を実施しており、民間活力を有効活用した新たな市場拡大が求められています。

* 施策の方針

経営環境等の変化に対応できるよう、地場産業の振興を図り、地域経済全体の活性化に取り組みます。

* 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015(平成27)年		目標値 2026(令和8)年
市内新規雇用創出人数	92人	≫	延623人
企業誘致等支援数(新設・移設・増設)	7社	≫	延41社



地場企業による展示会



経営者セミナー

(※1)ヘルスケア：健康の維持や増進のための行為や健康管理。

* 施策を実現するための基本事業

施策

4-2 地場産業の振興

施策を実現するための基本事業

1 企業誘致の促進等

低未利用地の市有地及び民有地の活用、企業誘致適地の調査研究を行い、誘致企業等への支援施策の充実等により、県や大学、産業支援機関と連携しながら、企業の誘致に積極的に取り組むとともに市内企業の定着を図ります。

2 販路拡大の促進

優れた商品(製品、技術、サービス)を開発し、販路開拓に取り組む中小企業を支援することにより、企業競争力の向上などにより地場産業の振興を図ります。

3 経営者及び後継者育成のための支援

各種セミナーや研修会、交流会等を通じて、地場企業の経営者、後継者の育成等に関する支援を商工関係団体との連携により推進します。

4 企業間連携等の促進

企業間ネットワーク(技術協力、相互取引、情報交換等)を活性化するため、産業団体等との協力の下、企業間連携や異業種交流の機会提供を図ります。

5 人材と情報の集積

市内の3大学及び市内在住の大学生に地域企業の魅力を伝え、交流促進の機会を創出することで、優秀な人材の地域定着と地域企業の人材確保を支援し、地域経済の活性化を図ります。

また、国・県等も含めた産業振興施策の情報等を収集し、市内企業に発信するとともに、市内企業の情報を内外に広く発信し、新たなビジネスマッチング等を促進します。

6 公営競技事業(オートレース)の円滑な運営

民間活力を有効活用しながら効率的運営と経営健全化を推進するとともに、専用場外発売所の拡充や訪日外国人旅行者(インバウンド)の誘客等、国内外に目を向けた新たな市場拡大を図ります。

創業促進と産業の創出

現状と課題

本市においては、「e-ZUKAトライバレー構想」第1ステージ(2003(平成15)年～2007(平成19)年)において、市内大学の人材並びに知的資産を活用し、各種施策により、IT関連等のベンチャー企業(※1)の集積を図ってきました。

その後の長引く不況の中、景気は急速に失速し、創業や企業の新たな技術開発等の投資意欲も長く停滞したままの状況にありましたが、徐々に雇用情勢、景気回復等の兆しが見えてきていました。しかし、2020(令和2)年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行により、雇用情勢等は再び厳しい状況となっています。

本市経済において、新規創業や地域企業の技術開発等による新たな産業の創出は、地域の雇用を創出し、地域経済を活性化させ、地域企業の競争力向上に資する効果は大きく、市内経済の発展にとって重要な施策です。

本市は、理工系大学をはじめとする3つの大学に加え、産業支援機関等が立地するポテンシャル(※2)を有しており、この産学官連携による創業人材の育成・支援、市外からのベンチャー企業の集積、新技術・新製品・新サービスの創出により、起業力・企業力の向上を図ります。また、先端情報技術(ブロックチェーン技術)の活用を図ることで、新産業創出の土壌となる産学官のネットワークをより強化し、さらなる人材・情報・技術・企業の集積が期待されています。

施策の方針

創業支援、地域企業のイノベーション(※3)促進のためニーズに応じた支援を行い、地域の起業力・企業力の向上を図ります。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成27) 年		目標値 2026 (令和8) 年
プロジェクト創出件数	10件	≫	延 110件
インキュベーション支援事業を活用した創業件数及びインキュベーション(※4)施設等入居件数	5件	≫	延 57件

(※1)ベンチャー企業：企業家精神に富み、新たな商品やサービスの開発といった創造的な事業活動に取り組む中小企業。
 (※2)ポテンシャル：潜在的な力。可能性としての力。
 (※3)イノベーション：生産技術の革新・新機軸だけでなく、新商品の導入、新市場・新資源の開拓、新しい経営組織の形成等を含む概念。
 (※4)インキュベーション：創業間もない企業や新事業に取り組む企業にオフィス等の事業スペースと経営相談等のサービスを一体的に提供し、成長を支援すること。

施策を実現するための基本事業

施策 4-3 創業促進と産業の創出

施策を実現するための基本事業

1 産学官交流の充実

地域の産学官関係者の定期的な交流の場となる「産学官交流研究会(ニーズ会)」等を開催し、有識者と参加者との積極的な情報交換や交流を通じて、顔の見えるネットワーク形成を促進します。

2 新規事業参入・事業拡大の支援

新技術・新製品の研究開発、実用化・高度化に取り組む中小企業やベンチャー企業の技術開発力の向上と製品の高付加価値化を支援し、地域産業の振興を図ります。また、医療・健康分野をはじめとした成長分野において、企業の事業領域の拡大、受注拡大・新規参入に向けた取組に対する支援の充実を図ります。
 新産業創出に向けた先端情報技術(ブロックチェーン技術)の実用化に向けた取組を支援します。



新産業創出支援センター
(e-ZUKA トライバレーセンター)

3 創業の支援

学生・主婦等の創業予備軍や市内外の起業家への情報提供等により、潜在的創業希望者の底上げを図るとともに、「創業支援事業計画」等に基づき、起業を目指す人、創業間もないベンチャー企業、研究開発型企業に対して、インキュベーション施設の提供や使用料の助成等、各種支援を実施します。

4 大学等の支援

地域の貴重な知的資産である市内3大学(近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学、九州工業大学情報工学部)や研究機関等に対する各種支援と産学連携プロジェクトを推進します。



近畿大学産業理工学部



近畿大学九州短期大学



九州工業大学情報工学部

商業の振興

* 現状と課題

消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化、大型商業施設の郊外立地、市外への消費流出、事業主の高齢化や後継者不足などにより、市内各地域における商業機能の低下が加速しており、地域商業者や商店街団体等を取り巻く環境は厳しい状況が続き、商店業者の個店数や売上額が減少しています。

こうした中、商工会議所や商工会などの関係団体との連携のもと、地域特性を生かした商業の振興を図るため、空き店舗対策や回遊性の向上、集客力を高めるソフト事業等を推進することが必要となっています。

また、個店の経営強化として、人材育成、個店の魅力向上、情報発信の強化などを支援することにより、まちのにぎわいを創出し、商業の活性化につなげていくことが必要です。

* 施策の方針

商工団体と連携等に取り組み、経営基盤の強化に向けた支援を行うことにより、地域商業の経営安定化と地域経済循環の向上を推進し、商業の活性化を図ります。

* 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年	目標値 2026 (令和 8) 年
市内卸・小売業者年間販売額	2,291 億円 (2014(平成 26)年度)	≫ 基準値以上
市内卸・小売事業所数	1,371 所	≫ 基準値以上

* 施策を実現するための基本事業

施策 4-4 商業の振興

施策を実現するための基本事業

1 魅力ある商店街づくりの推進

空き店舗対策や商店の経営診断、経営指導等による経営安定の支援、各種イベントの開催による商店街のにぎわい創出を図ります。また、中心市街地内に一体的に整備した医療関連施設、健康増進施設、住居等の都市施設を生かした街なか居住を促進することにより、幅広い世代が魅力を感じることができる商店街づくりを支援します。

2 個店の経営力強化

地域商業の経営安定化と地域経済の好循環の拡大を推進するため、個店の経営診断、経営指導等による経営力強化を支援します。

3 商業活性化の一体的推進

商工団体、商店街、大型商業施設、民間事業者等と連携し、市内商業エリアの回遊性を高め、商業活性化事業の一体的な推進に努めます。



商店街

産業まつり

観光の振興

現状と課題

観光ニーズの多様化により、「見る」「遊ぶ」だけの観光から、「目的」指向が広がり、観光地にはより地域性の高い特色や個性が求められています。

こうした中、全国的に誇れる自然や歴史だけでなく、地域の個性あふれる文化や街並み、特産品、伝統行事、あるいは各種体験型プログラムなど、地域固有の観光資源を活用した観光地づくりが求められています。

本市においては、「飯塚市観光振興基本計画」に基づき、飯塚観光協会を観光プラットフォーム（観光拠点）として位置づけ、「旧伊藤伝右衛門邸」「嘉穂劇場」「長崎街道 内野宿・飯塚宿」「旧松喜醤油屋」「飯塚オートレース場」「サンビレッジ茜」等の歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源をテーマ・ターゲットとした域内周遊ルートの整備を行うとともに、新たな観光資源の発掘を行う必要があります。

更に、自治体の枠を越えた広域的ネットワークを構築し、観光ルート開発を行うことにより、近年増加する訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘客等も見据え、観光資源や観光ルート等に関する情報を国内外に向けて発信していくことが必要です。

施策の方針

飯塚観光協会を中心とした観光プラットフォームの構築や広域連携の形成による観光資源の活性化を推進するとともに、他産業との連携による新たな観光資源の開発など観光振興に努めます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（令和8）年
観光客消費額	57.6 億円 (2014(平成26)年度)	≫	95.0 億円
観光入込客数	216.8 万人 (2014(平成26)年度)	≫	355.0 万人
観光ルート件数	11 件	≫	30 件
ブランド認定製品(※1)件数	0 件	≫	50 件

(※1)ブランド認定製品：本市の優れた地域資源又は製品として、「いづかブランド」の認定を受けたもの。

施策を実現するための基本事業

施策 4-5 観光の振興

施策を実現するための基本事業

1 新たな広域的観光ルートの整備

歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源を基点として位置づけ、日本遺産の認定を受けたシュガーロードや長崎街道を中心とした「まち歩き」等をキーワードとした観光ルートを提案し、観光地としてのブランド化に努めるとともに、近隣市町と連携し、広域的な観光ルートの整備に努めます。

2 観光まちづくりの実践

ボランティアガイドの育成をはじめ、セミナー等を開催し、市民に「おもてなし意識」の浸透を図り、観光地としての受入れ体制を整備することにより、市民が郷土に誇りを持ち、来訪者が何度でも訪れたいくなる活力ある観光まちづくりを目指します。

3 特産品を生かした観光資源の開拓

銘菓発祥の地という利点を生かし、観光素材にマッチした商品の共同開発を促進していくとともに、地元食材を使った郷土料理を開発するなど既存の物産品の掘り起こしを行い、販売ルートや販売方法の見直しを行います。また、筑前茜染の復活を目的として、染物技術を活用した特産品の開発や染物体験による観光集客を目指します。



いづか雛のまつり（旧伊藤邸座敷雛）

4 情報発信の強化

新しい観光資源の開発等に努めるとともに、SNS や観光ポータルサイトの活用、観光ガイドマップ、観光パンフレットの多言語化等のPR資料を用いた国内外への情報発信を行います。



飯塚山笠



旧伊藤伝右衛門邸